

福建産連第 73 号
平成 26 年 10 月 29 日

福井県建設産業団体連合会
各 団 体 長 様

福井県建設産業団体連合会
会 長 松 田 七 男
(公 印 省 略)

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針
の一部変更及び要請について (通知)

平素より当会の業務運営につきまして、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、国土交通省土地・建設産業局建設業課長から（一社）全国建設産業団体連合会を通じて別添のとおり通知があり、送付しますので貴管下会員に対し周知方よろしくお願ひします。

記

1. 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の一部変更及び要請について (通知)

(1) 周知内容

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（以下「適正化指針」という。）が、平成 26 年 9 月 30 日に閣議決定により一部変更されました。（別添 1 参照）

この適正化指針は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づき、公共工事の入札及び契約において講ずべき措置等を明らかにしたものであり、今般、法第 18 条の規定に基づき、各省各庁の長、法人を所管する大臣、地方公共団体の長及び地方議会の議長に対し、別添 2 のとおり要請文が総務及び国土交通両大臣の連名で発出されました。

(2) 国土交通省ホームページにおける広報

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000283.html

国土交通省 HP→報道・広報→新着情報（報道発表資料）→9 月→2014 年 9 月 30 日「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」の一部変更について（閣議決定）